

議第 1 5 2 号

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年呉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後						
付 則 1～4 略	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 呉市と今治市との間における一般廃棄物の処理等に関する事務の委託に関する規約（平成 1 7 年呉市告示第 5 3 号）により呉市がし尿の収集、運搬及び処分をすることとなる区域における世帯及び施設に係る第 3 2 条第 1 項の規定により徴収するし尿の処理手数料の額については、同項の規定にかかわらず、1 世帯又は 1 施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>従量制</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: center;">3 6 6 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: center;">5 8 6 円</td> </tr> </table> <p>(2) <u>ホース加算（ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。）</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">くみ取り 1 回につき、5 0 メートルを超えて 2 0 メー トルまでごとに</td> <td style="text-align: center;">5 1 円</td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	3 6 6 円	くみ取り 1 回につき	5 8 6 円	くみ取り 1 回につき、5 0 メートルを超えて 2 0 メー トルまでごとに	5 1 円
1 8 リットルまでごとにつき	3 6 6 円						
くみ取り 1 回につき	5 8 6 円						
くみ取り 1 回につき、5 0 メートルを超えて 2 0 メー トルまでごとに	5 1 円						

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

し尿処理施設の集約化に係る旧豊浜町、旧豊町及び今治市関前地区のし尿収集運搬業務の委託化に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。